

詳細情報、最新情報はWebサイトで!

バイオマス情報ヘッドクォーター
<http://www.biomass-hq.jp>

農林水産省 バイオマス・ニッポン
<http://www.maff.go.jp/j/biomass/>

社団法人 日本有機資源協会
<http://www.jora.jp/>

バイオマスタウン構想応募・相談窓口

農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課

〒100-8950 千代田区霞ヶ関1-2-1
TEL:03-3502-8458 FAX:03-3502-8274

北海道農政事務所

〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6
TEL:011-642-5465 FAX:011-642-5509

東北農政局企画調整室

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1
TEL:022-263-0564 FAX:022-217-2382

関東農政局企画調整室

〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1
TEL:048-740-0310 FAX:048-600-0602

北陸農政局企画調整室

〒920-8566 金沢市広坂2-2-60
TEL:076-232-4206 FAX:076-232-4218

東海農政局企画調整室

〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL:052-223-4609 FAX:052-219-2673

近畿農政局企画調整室

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町
TEL:075-414-9036 FAX:075-414-9060

中国四国農政局企画調整室

〒700-8532 岡山市下石井1-4-1
TEL:086-224-9400 FAX:086-235-8115

九州農政局企画調整室

〒860-8527 熊本市二の丸1-2
TEL:096-353-7362 FAX:096-311-5280

北海道開発局

開発監理部開発調査課

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目
TEL:011-727-3005 FAX:011-736-5859

沖縄総合事務局

農林水産部農政課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL:098-866-1627 FAX:098-860-1395

バイオマスタウンアドバイザー 相談窓口

支援活動に関する詳細はコチラ

<http://www.jora.jp/txt/katsudo/ikusei/adviser.html>

- バイオマスタウンアドバイザーによる支援活動
 - バイオマスタウンアドバイザー名簿
 - バイオマスタウンアドバイザー支援申込書
- を掲載中です!

バイオマスサロン BIOMASS SALON

バイオマスサロン(国からの
情報提供や市町村と民間
事業者との意見交換の場)
を開催しています。



詳細は、(社)日本有機資源協会のホームページをご覧ください。 URL <http://www.jora.jp/>

企画制作



社団法人 日本有機資源協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館 401号室

TEL 03-3297-5618 FAX 03-3297-5619 E-mail hq@jora.jp



バイオマスくん
@ochappi/SP/IRITS

平成22年3月 第一版

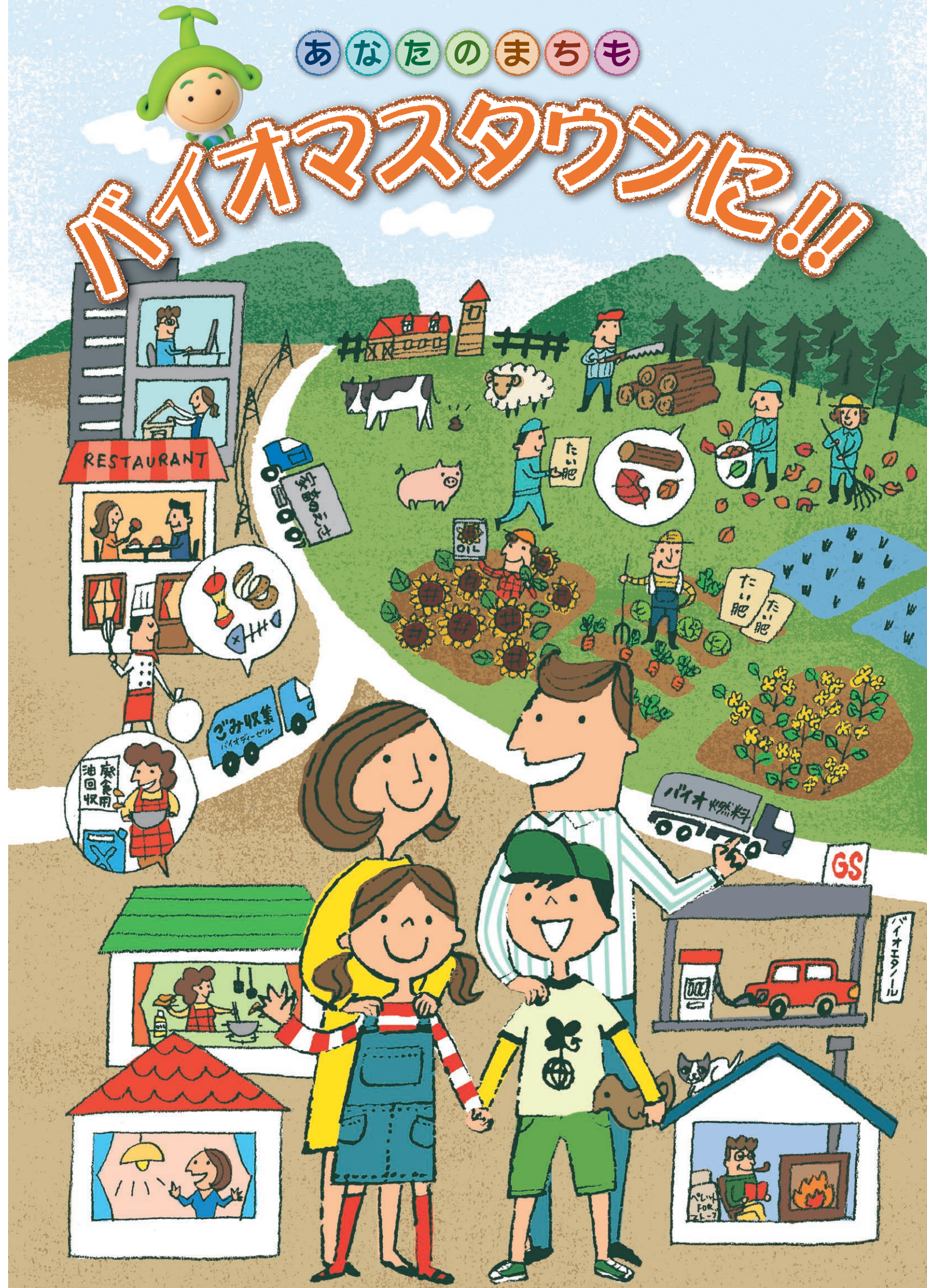
編集協力/農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課

農林水産省 平成21年度環境バイオマス総合対策推進事業



あなたのまちも

バイオマスタウンに!!



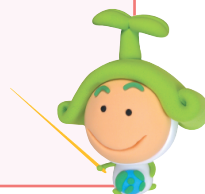


バイオマスタウンとは？

域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域のことです。

メリット

- **新たな産業・新たな雇用**を創出します。
- **エネルギーや素材の供給**などの新たな役割が生まれ、地域が活性化します。
- バイオマスは植物が育つときに吸収されたCO₂(地球温暖化の主な原因といわれています)からできた資源なので、空気中のCO₂の増加を抑制し、**地球温暖化を防止**します。(これを「カーボンニュートラル」といいます。)
- 資源使い捨てから、**循環型社会**への移行を促進します。
- 計画的な施設整備を進めるにあたり、国の支援を受けることができます。(地域バイオマス利活用交付金など)



バイオマスの年間発生量と利活用状況

我が国にはバイオマスがこんなに!

対象バイオマス	年間発生量	バイオマスの利活用状況
廃棄物系バイオマス	家畜排せつ物	たい肥等への利用 約90% 未利用 約10%
	下水汚泥	建築資材・たい肥等への利用 約75% 未利用 約25%
	黒液	エネルギーへの利用 約100%
	廃棄紙	素材原料・エネルギー等への利用 約60% 未利用 約40%
	食品廃棄物	肥料・飼料等への利用 約25% 未利用 約75%
	製材工場等残材	製紙原料・エネルギー等への利用 約95% 未利用 約5%
未利用バイオマス	建設発生木材	製紙原料・家畜敷料等への利用 約70% 未利用 約30%
	農作物非食用部	たい肥・飼料・家畜敷料等への利用 約30% 未利用 約70%
	林地残材	製紙原料等への利用 約1% ほとんど利用なし

※各バイオマスのデータは2008年のものです。

バイオマス利用の大きな可能性

バイオマスタウン構想を作るまでの流れ

1. 推進体制をはっきりさせましょう

- ・市町村担当者の明確化。
- ・地域のバイオマス関係者の把握。(農林水産業、食品産業の関係者など)

2. バイオマスタウン構想を作ってみましょう

- ・「地域バイオマス利活用交付金(1/2補助)」を活用できます。
- ・「バイオマスタウンアドバイザー」も活用できます。
- ・地域の協議会において関係者と話し合みましょう。

バイオマスタウン構想の中身

- ・対象地域
- ・実施主体
- ・地域の現状
- ・バイオマスの利用方法
- ・推進体制
- ・取組工程
- ・目標と効果
- ・検討状況
- ・賦存量と利用の現状
- ・これまでの取組

3. 構想書を地方農政局に提出しましょう

バイオマスタウンアドバイザーとは

地方公共団体などからの要請を受け、

- ①バイオマスタウン構想作成の支援
- ②地域におけるバイオマス関連の事業化の支援
- ③地域におけるバイオマス利活用の支援(シンポジウムなどの講師、資料作成など)などの活動を行います。

連絡先はパンフレット裏面に記載

4. バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議※において検討します

公表の基準

1. 廃棄物系バイオマスの90%以上、または未利用バイオマスの40%以上の利用に向けた総合的な利活用
2. 関係者の協力による安定的で適正な利用
3. 関係法令の遵守
4. 安全の確保

基準に合致していればバイオマスタウンとして公表

※内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省の1府6省で構成。

5. バイオマスタウン構想公表となります

提出された構想書は関係府省の調整をふまえ約1ヵ月後に公表されます。

※ 2009年12月時点 221地区 222市町村



福岡県大木町
おおき循環センターくるんは、現在のバイオガスプラント、学習施設等に加え、郷土料理館や交流広場などの交流施設の整備を予定しており、循環のまちづくりの拠点にふさわしい、地域住民に愛され活用される施設を目指しています。



栃木県茂木町

家畜排せつ物、生ごみ、落ち葉、おがこ、もみ殻を原料として、「美土里たい肥」を製造。このたい肥を使用して生産された農産物は道の駅等で販売されており、地産地消の取組、循環型社会を構築しています。

BDFによる鉄道試験走行や公用車での利用をきっかけに、全市でのバイオマス利用等環境配慮型の健康で持続可能なライフスタイルの実現に向けた取組をしています。



兵庫県加西市

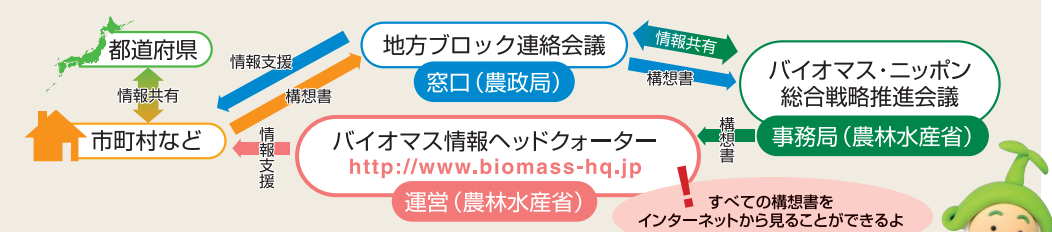
北海道下川町



下川町では、低炭素社会の構築を目指し、木質バイオマスエネルギーの利活用を図っています。さらに「エネルギー作物」として早生樹「ヤナギ」の試験栽培に取組んでいます。

バイオマスタウン構想の推進体制

提出された「バイオマスタウン構想」は、基準に合致しているかどうかを検討のうえ公表されます。関係府省は、バイオマスタウン構想を共有し、構想の実現に向けた地域の主体的な取組が進展するよう支援を行っています。



すべての構想書をインターネットから見る事ができるよ

